

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

規 則	ページ
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	一
○太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則 (再生可能エネルギー室)	二
○特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住 宅 課)	一五
○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (同 )	一六

## 規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第六十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「証明書等」の下に「の提出」を加え、同条中「条例第五十七条第二項に規定する不動産取得税を課さないことを証明するに足りる権限のある機関の証明書は」を「県税事務所長は、条例第五十七条第二項又は第三項の規定により、法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定に該当する者に対し」に、「書類で」を「書類のうち」に、「とする」を「の提出を求めることができる」に改める。

第三十三条中「場合」の下に「又は同項ただし書の場合」を加え、「申告書を提出する者」を「家屋を取得した者」に改める。

第三十四条第一項中「条例第五十七条第一項に規定する申告書に」を削り、「添付」を「県税事務所長に提出」に改め、同項第十号中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改

め、同条第三項中「条例第五十七条第一項に規定する申告書に」を削り、「添付」を「県税事務所長に提出」に改める。

様式第五号の二(その一)(裏)中「徴収金を納める場合の」及び「(計算方法は納税通知書等に記載)」を削り、「納付書等の該当欄に記載して」を「」に改め、「5 県税は、別記の「県税を納める場所」に記載してあるところで納めることができます。」を削る。

様式第五号の二(その二)(裏)中「徴収金を納める場合の」を削り、「納付書等の該当欄に記載して」を「」に改め、「5 県税は、別記の「県税を納める場所」に記載してあるところで納めることができます。」を削る。

様式第五号の二(その三)(裏)中「徴収金を納める場合の」を削り、「納付書等の該当欄に記載して」を「」に改める。

様式第五号の二(その四)(表)中「上記のとおり延滞金が未納となっておりますので、年 月 日まで納付してください。」を「上記のとおり延滞金が未納となっておりますので納付してください。」に改める。

「(裏面もご覧ください。)」を削る。

様式第五号の二(その四)(裏)中「(計算方法は納税通知書等に記載)の上」を「の上。」に改める。

様式第三十八号(その四)中

「コンピュータ  
ネット取扱期限」

を「コンピュータ  
ネット取扱期限」

に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 様式第五号の二(その二)(裏)、様式第五号の二(その三)(裏)、様式第五号の二(その四)(表)、様式第五号の二(その四)(裏)及び様式第三十八号(その四)の改正規定 公布の日

二 第三十四条第一項第十号の改正規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日  
(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第三十二条の二、第三十三条並びに第三十四条第一項(第十号を除く。)及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の

取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新規則第三十四条第一項第十号の規定は、附則第一項第二号に規定する施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(諸様式に関する経過措置)

4 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和四年宮城県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(設置規制区域)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める土地の区域は、次に掲げる区域とする。

一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

四 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第二条第一号の規定により指定された砂防指定地

（事業者が講ずるよう努める措置）

第四条 条例第三条第二項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる事項とする。

一 計画作成の初期の段階から、地域住民への十分な情報提供を行う等、太陽光発電事業について理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。

二 防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。

三 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等が、地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

四 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用を、事業開始当初から、計画的に積み立てる等の方法により確保すること。

五 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、当該太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

六 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、地震又は津波に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

七 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波又は反射光等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

八 太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと。

九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第十条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第五項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。

十 太陽光発電事業を終了した後、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

(地域住民等)

第五条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者とする。

(設置許可の申請)

第六条 条例第五条ただし書の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図  
二 木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。）

三 太陽光発電施設の構造図

四 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）

五 排水計画に係る平面図

六 現況写真

七 その他知事が必要と認める書類

（設置規制区域内における設置許可基準）

第七条 条例第六条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 事業区域に第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであることと認められること。

二 事業区域に第三条第三号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。

ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

三 太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けている者であること。

（変更許可の申請）

第八条 設置許可を受けた者が条例第七条第一項の変更許可（以下「変更許可」という。）を申請しようとするときは、事業変更許可申請書（様式第二号）に第六条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（設置許可に係る軽微な変更）

第九条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

の変更

二 設置規制区域内で事業を行う理由の変更

三 工事着手若しくは完了予定年月日又は運転開始若しくは事業終了予定年月日の変更

四 維持管理等計画の公表方法の変更

五 関係法令及び条例の現状状況の変更

六 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

2 条例第七条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第三号）によるものとする。

（設置許可に係る着工等の届出）

第十条 条例第八条第一号の規定による届出は、工事の着手については工事着手届出書（様式第四号）、工事の完了については工事完了届出書（様式第五号）によるものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事写真

二 その他知事が必要と認める書類

3 条例第八条第二号の規定による届出は、工事の中止については工事中止届出書（様式第六号）、工事の再開については工事再開届出書（様式第七号）によるものとする。

（事業計画の届出方法）

第十一条 条例第十条の規定による届出は、事業計画届出書（様式第八号）によるものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

二 現況写真

三 その他知事が必要と認める書類

（事業計画の変更届）

第十二条 条例第十一条の規定により事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第九号）に前条第二項に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

（維持管理等）

第十三条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全における支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

二 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じる

状況を防止するために必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

三 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に、速やかに復旧に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

2 条例第十二条第二項の維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理等の基本事項
- 二 維持管理等の実施体制
- 三 維持管理等の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

3 条例第十二条第三項の規定により維持管理等計画を公表する者は、次に掲げる事項を公表内容に含めるものとする。

- 一 維持管理等の責任を負う者の氏名、住所及び連絡先
- 二 維持管理等を委託する場合は、その委託先の氏名、住所及び連絡先
- 三 月次点検の時期、内容及び方法
- 四 年次点検の時期、内容及び方法

4 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、条例第十二条第二項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽

光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。

5 事業者は、設置許可申請又は条例第十条の規定による届出の際に、条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表の方法を知事に通知しなければならない。

6 条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、前項の規定により知事に通知した方法により行われなければならない。

7 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、維持管理等計画を作成した際は、速やかに維持管理等計画をインターネットの利用その他の県民に広く周知できる方法によって公表しなければならない。

8 条例第十二条第五項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（様式第十号）により行われなければならない。

9 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 太陽光発電施設の位置図及び配置図
- 二 事故状況写真
- 三 その他知事が必要と認める書類

（地位の承継）

第十四条 条例第十三条第二項及び第三項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第十一号）によるものとする。

（廃止の届出）

第十五条 条例第十四条第一項の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第十二号）によるものとする。

2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 現況写真
- 二 廃止後において行う措置を示した平面図
- 三 その他知事が必要と認める書類

（身分証明書）

第十六条 条例第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十三号によるものとする。

（市町村の条例との関係）

第十七条 条例第二十条の規定により、丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（令和三年丸森町条例第二十二号）に規定する禁止区域については、条例第四条から第九条まで、第十三条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十二条第一号の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（既存施設の変更許可）

2 条例附則第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。

- 一 既存事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 設置規制区域内で事業を行う理由
- 三 維持管理等計画の公表方法

四 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

3 第八条及び第九条第二項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第八条中「変更許可」とあるのは、「附則第三項において準用する第七条の許可」と、第九条第二項中「条例第七条第二項の規定による軽微な変更」とあるのは、「附則第二項に掲げる事項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

4 条例附則第五項の規定による届出は、既存事業概要届出書(様式第十四号)によるものとする。

5 第十一条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第十一条第二項中

「事業計画届出書」とあるのは、「既存事業概要届出書」と読み替えるものとする。

6 条例附則第六項の規則で定める書類は、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

(令和二年四月一日施行)による事業計画書とする。

(既存施設の維持管理等)

7 条例附則第九項及び附則第十一項により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 維持管理等の基本事項

二 維持管理等の実施体制

三 維持管理等の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境

の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

(既存事業者の地位の承継に係る届出)

8 条例附則第十二項の規定による届出は、既存事業承継届出書(様式第十五号)によるものとする。

様式第1号 (第6条関係)

設置許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地)

電話番号

印

太陽光発電施設の設置等に関する条例第5条ただし書の規定により、下記のとおり事業を行いたいので、申請します。

記

新設・増設の別 (該当する□にし印を付し、内容を 記入すること。) <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	既存施設の発電出力:      kW	
	事業名称	事業区域の面積 うちパネル設置面積
事業区域予定地の登記地目 (土地の地番は全筆記入すること。) (複数ある場合各々の地目と面積 (㎡)を記入すること。) 現況地目 (登記地目と異なる場合)	事業区域の面積 ㎡	㎡
発電出力	kW	kW
設置規制区域内で事業を行う理由 設置許可基準を満たす ために講ずる措置		
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日 年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日	事業終了予定年月日 年 月 日
維持管理等計画の公表方法		
関係法令の手続状況	別紙1のとおり	
地域住民等への説明状況	別紙2のとおり	
維持管理等計画	別紙3のとおり	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

様式第2号 (第8条関係)

事業変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地)

電話番号

印

太陽光発電施設の設置等に関する条例第5条ただし書の規定により設置許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、同条例第7条第1項の規定により申請します。

記

1 事業概要

事業名称	
事業区域 (予定地) (土地の地番は全載記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号

2 変更事項及び内容

変更事項及び内容	変更前	変更後
変更の理由		

3 その他

設置許可基準を満たすために講ずる措置	
関係法令の現状状況	<input type="checkbox"/> 手続あり (別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 手続なし
地域住民等への説明	<input type="checkbox"/> 説明あり (別紙2のとおり) <input type="checkbox"/> 説明なし
地域住民等への説明を行わない場合はその理由を記入	
維持管理等計画の変更	<input type="checkbox"/> 変更あり (別紙3のとおり) <input type="checkbox"/> 変更なし
担当者	所属・氏名
	連絡先

注 1 「2. 変更事項及び内容」は、変更のある項目について記入すること。

2 変更内容に応じて 第6条に掲げる書類を添付すること。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※備考

様式第3号 (第9条関係)

軽微変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地)

電話番号

太陽光発電施設の設置等に関する条例第5条ただし書の規定により設置許可を受けた事項について、下記のとおり軽微な変更を行いますので、同条例第7条第2項の規定により届け出ます。

記

1 事業概要

事業名称	
事業区域 (予定地) (土地の地番は全載記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号

2 変更事項及び内容

項目	変更前	変更後
申請者の氏名及び住所※1 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
設置規制区域内で事業を行う理由		
工事着手年月日・工事完了年月日 運転開始年月日・事業終了年月日		
維持管理等計画の公表方法		
関係法令の現状状況		
変更の理由		
その他知事が変更許可が不要と認めるもの		

3 その他

担当者	所属・氏名
	連絡先

注 1 ※1は、設置許可を受けた者が当該設置許可を受けた太陽光発電事業を別の者に譲渡する等により変更した場合は、事業承継届出書(様式第11号)を提出してください。

2 ※2の欄は、記入しないでください。

※2備考

様式第4号 (第10条関係)

工事着手届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住所  
氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記の事業に係る太陽光発電施設設置の工事に着手しますので、太陽光発電施設設置等に関する  
条例第8条第1号の規定により届け出ます。

記

事業名称	
事業区域予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
電話番号	
責任者氏名	
緊急連絡先	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
担当者	所属・氏名 連絡先
※備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号 (第10条関係)

工事完了届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住所  
氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記の事業に係る太陽光発電施設設置の工事が完了しましたので、太陽光発電施設設置等に関する  
条例第8条第1号の規定により届け出ます。

記

事業名称	
事業区域 (土地の地番は全筆記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号
工事完了年月日	年 月 日
工事期間中の事故・苦情等の有無 有の場合その内容及び講じた措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運転開始予定年月日	年 月 日
担当者	所属・氏名 連絡先
※備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号 (第10条関係)

工事中止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
電話番号

下記の事業に係る太陽光発電施設の設置の工事を中止しますので、太陽光発電施設の設置等に関する  
条例第8条第2号の規定により届け出ます。

記

事業名称	
事業区域 (予定地) (土地の地番は全筆記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号
工事中止年月日	年 月 日
工事を中止する理由	
工事中止に当たって講ずる措置	
工事再開予定年月日	年 月 日
担当者	所属・氏名 連絡先

※備考  
注 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第7号 (第10条関係)

工事再開届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住所  
氏名

(法人にあつてはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)  
電話番号

下記の事業に係る太陽光発電施設の設置の工事を再開しますので、太陽光発電施設の設置等に関する  
条例第8条第2号の規定により届け出ます。

記

事業名称	
事業区域 予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	宮城県 ( ) 指令第 号
工事を再開する理由	
住所 (法人にあつては、主たる事 務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者氏名)
電話番号	
責任者氏名	
緊急連絡先	
工事再開年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
担当者	所属・氏名 連絡先

※備考  
注 ※印のある欄は、記入しないでください。



様式第8号（第11条関係）

事業計画届出書

※届出番号
年 第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

太陽光発電施設の設置等に関する条例第10条の規定により、下記のとおり事業計画を届け出ます。  
記

新設・増設の別 (該当する□にシ印を付し、 内容を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 新設	既存施設の発電出力： kW
	<input type="checkbox"/> 増設	
事業名称		
事業区域予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)	事業区域の面積 m <sup>2</sup>	うちパネル設置面積 m <sup>2</sup>
事業区域予定地の登記地目 (複数ある場合各々の地目と面積 (m <sup>2</sup> )を記入すること。)		
現況地目 (登記地目と異なる場合)		
発電出力	kW	太陽光パネルの合計出力 kW
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日 年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日	事業終了予定年月日 年 月 日
維持管理等計画の公表方法	別紙1のとおり	
関係法令の手続状況	別紙2のとおり	
地域住民等への説明状況		
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

※備考

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第9号（第12条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記のとおり事業計画を変更するので、太陽光発電施設の設置等に関する条例第11条の規定により届け出ます。  
記

1 名称及び所在地	
事業名称	
事業区域（予定地） (土地の地番は全筆記入すること。)	
届出年月日	年 月 日
※届出番号	第 号
2 変更内容及び理由	
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	
3 その他	
担当者	所属・氏名
	連絡先

注 1 変更内容に応じて、第11条第2項に掲げる書類を添付すること。

注 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第10号 (第13条関係)

事故等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

太陽光発電施設の設置等に関する条例第12条第5項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	宮城県 ( ) 指令第 号
届出年月日	年 月 日	※届出番号 第 号
事業区域		
事故・災害等発生日時	年 月 日	時 分
事故・被災の原因・内容		
周辺地域への影響		
応急対応・復旧の状況		
事故等対応担当者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
復旧完了年月日	年 月 日	□完了予定
	□完了済	

注 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等報告の対象となる太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については記載不要。

2 「復旧完了年月日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」□にシ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」□にシ印を付した上で、完了済となったときにその旨を如事に報告すること。

様式第11号 (第14条関係)

事業承継届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記の太陽光発電事業を承継したので、太陽光発電施設の設置等に関する条例第13条

{ □第2項 の規定により届け出ます。  
□第3項

記

事業名称			
事業区域 (土地の地番は全筆記入すること。)			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	宮城県 ( ) 指令第 号	
届出年月日	年 月 日	※届出番号 第 号	
被承継者	住所		
	氏名		
承継者	住所		
	氏名		
	電話番号		
	担当者名		
	緊急連絡先		
事業承継年月日	年 月 日		
事業を承継する理由			
維持管理等計画の公表方法	□手続あり (別紙1のとおり)	□手続なし	
関係法令等の説明状況	□説明あり (別紙2のとおり)	□説明なし	
地域住民等への説明状況			
地域住民等への説明を行わない場合はその理由を記入			
維持管理等計画 (第13条第2項に係る届出の場合)	□変更あり (別紙3のとおり)	□変更なし	

注 1 「許可年月日及び許可番号」及び「届出年月日」は、該当するいずれかの項目を記入してください。

2 被承継者及び承継者が法人の場合は、「住所」には「主たる事務所の所在地」、「氏名」には「法人の名称及び代表者氏名」を記入してください。

3 ※印のある欄には記入しないでください。

様式第12号 (第15条関係)

事業廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記の太陽光発電事業を廃止しますので、太陽光発電施設の設置等に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

記

事業名称			
事業区域			
(土地の地番は全筆記入すること。)			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	宮城県 ( ) 指令第 号	号
届出年月日	年 月 日	(※) 第 号	号
廃止予定年月日	年 月 日		
事業を廃止する理由	撤去開始予定年月日： 年 月 日 撤去完了予定年月日： 年 月 日		
太陽光発電施設の撤去予定	撤去費用見込額		円
	撤去費用の検出方法		<input type="checkbox"/> 外部積立金の取崩し <input type="checkbox"/> その他 ( )
廃止後において 行う措置	廃棄物の処理に ついて		
	跡地の整地、緑 化等の措置につ いて		
その他			

※備考

- 注 1 「許可年月日及び許可番号」及び「届出年月日」は、該当するいずれかの項目を記入してください。
- 2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可その初を失います。
- 3 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第13号 (第16条関係)

身分証明書

第 号

所 属

氏 名

生年月日

年 月 日

年 月 日 交付

宮城県知事 村 井 嘉 浩

上記の者は、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）第16条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

太陽光発電施設の設置等に関する条例（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- （罰則）
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- 一及び二 略
- 三 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第14号 (附則第4項関係)

既存事業概要届出書

※届出番号 年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

太陽光発電施設の設置等に関する条例附則第5項の規定により、下記のとおり既存事業の概要を届け出ます。

記

Table with columns: 事業名称, 事業区域, 事業区域の面積, 事業区域の登記地目, 発電出力, 運転開始(予定)年月日, 関係法令の手続状況, 維持管理等計画の公表方法, 担当者

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第15号 (附則第8項関係)

既存事業承継届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

下記の太陽光発電事業を承継したので、太陽光発電施設の設置等に関する条例附則第12項の規定により届け出ます。

記

Table with columns: 事業名称, 事業区域, 許可年月日及び許可番号, 届出年月日, 被承継者, 承継者, 事業承継年月日, 維持管理等計画の公表方法, 関係法令等の説明状況, 地域住民等への説明状況

注 1 「許可年月日及び許可番号」及び「届出年月日」は、該当するいずれかの項目を記入してください。 2 被承継者及び承継者が法人の場合は、「住所」には「主たる事務所の所在地」、「氏名」には「法人の名称及び代表者氏名」を記入してください。 3 ※印のある欄には記入しないでください。

太陽光発電施設の設置等に関する条例

関係法令手続状況

別紙1

設置許可申請者等の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
事業区域予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)		
項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)
1 国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
2 都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
3 河川法に基づく工作物の新築等の許可、 河川区域内の土地占用・掘削許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
4 港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
5 海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
7 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
8 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又ははばた山崩壊防止区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
9 景観法に基づく届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
10 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)

11 農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
12 森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
13 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
14 電気事業法に基づく届出等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
15 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
16 自然公園法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
17 自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
18 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区に関する法律に基づく許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
20 環境影響評価法又は環境影響評価条例に係る環境影響評価(事業名称: )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
21 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(設備ID: )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
22 その他の関係法令(法令名: )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)
上記以外の相談先(部署名及び概要を記入)		

太陽光発電施設の設置等に関する条例

地域住民等説明実施記録

別紙2

設置許可申請者等の住所及び氏名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
事業名称	
事業区域予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)	
実施日時	
実施場所	
説明を行った地域住民等の氏名又は地元自治会等の名称及び事業区域との関係	
説明の対象人数	
説明の方法	
説明の状況	

注 「説明の状況」の欄には、説明の内容、地域住民等からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、地域住民等の理解の状況を記入してください。

添付書類

- 1 説明に使用した資料
- 2 説明の状況を記録した書類
- 3 説明会を実施した場合は、当該説明会の出席者名簿の写し

太陽光発電施設の設置等に関する条例

維持管理等計画書

別紙3

設置許可申請者等の住所及び氏名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
事業名称		
事業区域予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)		
維持管理等の責任を負う者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
	電話番号	
	担当者 氏名 緊急連絡先	
人員配置及び体制計画 (実施体制図)	別添のとおり	
維持管理等の内容	別添のとおり	
土砂災害その他の災害の発生を防止するための措置	別添のとおり	
太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に備えられた措置	別添のとおり	
維持管理等の結果の記録	別添のとおり	
各種保険又は共済の加入状況	契約先	
	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	契約内容	別添のとおり
	契約先	
その他	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	契約内容	別添のとおり
	契約内容	別添のとおり

添付書類

- 1 実施体制図
- 2 定期点検スケジュール
- 3 点検項目、点検箇所、点検方法が分かる書類
- 4 各種保険への加入証明書の写し

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成七年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定公共賃貸住宅の入居者を募集したにもかかわらず三月以上継続して入居者がいないことその他これに類する事情があるものについては、この限りでない。

第二条第三項各号を次のように改める。

一 将来において同居親族等があることと見込まれる者

二 勤務の状況等により同居親族等と同居することが困難であると認められる者

第三条第一項第三号及び第五条第一項第一号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第十六条第四項中「同居親族の」を「同居親族等の」に、「同居親族が」を「同居親族等が」に、「特定公共賃貸住宅同居親族異動届」を「特定公共賃貸住宅同居親族等異動届」に改める。

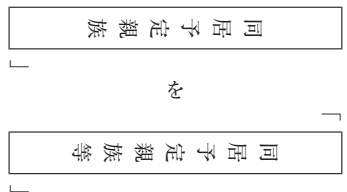
第十七条の見出し中「同居親族」を「同居親族等」に改め、同条中「親族」を「親族等」に改める。

様式第一号中「同居予定親族」を「同居予定親族等」に、  
「同居申込者及び同居予定親族」を  
「同居申込者及び同居予定親族等」に改める。

様式第六号中「親族」を「親族等」に改める。

様式第八号中  
「同居を承認した親族」を  
「同居を承認した親族等」に改める。

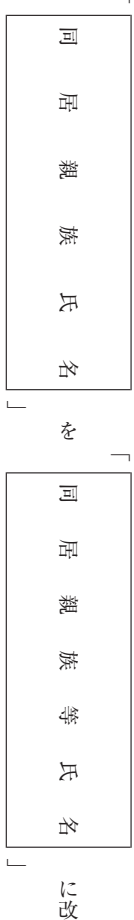
様式第十四号中「同居予定親族」を「同居予定親族等」に改める。



様式第十五号中「特定公共賃貸住宅同居親族異動届」を「特定公共賃貸住宅同居親族等異動届」に、「同居親族」を「同居親族等」に改める。



様式第十七号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。



様式第十九号中「同居親族氏名」を「同居親族等氏名」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第三号中「同居親族」を「同居親族等」に改め、同条を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（婦人相談所等による証明書と同等のもの）

第一条の四 条例第六条の二第一項第五号ハに規定する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の婦人相談所等による証明書と同等のものは、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する業務を行う機関による確認書とする。

第九条第三項中「同居親族の」を「同居親族等の」に、「同居親族が」を「同居親族等が」に、「県営住宅同居親族異動届」を「県営住宅同居親族等異動届」に改める。

第十二条第一項第一号中「第六条第一項第一号」を「第十一条第一項」に、「親族」を「親族等」に改める。

第三十九条の表第二条の四の項中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。



様式第一号中「第2条の4」や「第2条の5」及び「親族が」や「親族等が」

「入居申込者及び同居予定親族等」

及び「同居予定親族」や「同居予定親族等」

「入居申込者及び同居予定親族等」

様式第二号及び様式第三号中「第2条の4」や「第2条の5」

様式第六号中「親族」や「親族等」

様式第十一号中「県営住宅同居親族異動届」や「県営住宅同居親族等異動届」及び「同居親族に」や「同居親族等に」

様式第十三号中

「同居親族」

や

「同居親族等」

に改める。

様式第十四号中  
「親族」を「親族等」に、  
「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県営住宅条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県営住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。